

野球協約変更部（ 0 0 0 1 ）

旧（ 0 0 ）

第 3 1 条（参加球団の変更） この組織に参加する球団は、その参加資格を他に譲渡しようとするとき、または名義の如何を問わずその球団の実際上の保有者を変更しようとするときは、新しい球団が参加しようとする年度連盟選手権試合の行なわれる年の前年の 1 1 月 3 0 日までに実行委員会の承認を申請しなければならない。

ただし特別の事情により実行委員会において申請期限の延期が承認された場合はこの限りではない。

[1 9 7 3 . 1 1 . 1 4、1 9 8 0 . 3 . 3 1 改正]

* 第 1 7 条（審議事項）(4)

新（ 0 1 ）

第 3 1 条（参加球団の変更） この組織に参加する球団は、その参加資格を他に譲渡しようとするとき、または名義の如何を問わずその球団の実際上の保有者を変更しようとするときは、新しい球団が参加しようとする年度連盟選手権試合の行なわれる年の前年の 1 1 月 3 0 日までに実行委員会の承認を **得なければ**ならない。

ただし特別の事情により実行委員会において申請期限の延期が承認された場合はこの限りではない。

[1 9 7 3 . 1 1 . 1 4、1 9 8 0 . 3 . 3 1、2 0 0 0 . 7 . 1 7改正]

* 第 1 7 条（審議事項）(4)

削除：申請しなければ

旧

第 3 8 条（保護地域） この協約の地域権により保護される地域とそれぞれの連盟の構成球団を次の通りとする。

セントラル野球連盟構成球団とその保護地域

株式会社よみうり	東京都
株式会社ヤクルト球団	東京都
株式会社横浜ベイスターズ	神奈川県
株式会社中日ドラゴンズ	愛知県
株式会社阪神タイガース	兵庫県
株式会社広島東洋カープ	広島県

パシフィック野球連盟構成球団とその保護地域

株式会社西武ライオンズ	埼玉県
株式会社千葉ロッテマリーンズ	千葉県
日本ハム球団株式会社	東京都

近鉄野球株式会社 大阪府
オリックス野球クラブ株式会社 兵庫県
株式会社福岡ダイエーホークス 福岡県
[1972.12.18、1977.10.4、1978.10.12、1980.3.31、1988.11.22、1990.9.7、1991.10.31、1991.11.22、1992.7.21、1993.4.1改正]
(1977.12.22旧注2注3削除新注2追加、1980.3.31注削除)
* 第17条(審議事項)(3)

新

第38条 (保護地域) この協約の地域権により保護される地域とそれぞれの連盟の構成球団を次の通りとする。

セントラル野球連盟構成球団とその保護地域

株式会社よみうり 東京都
株式会社ヤクルト球団 東京都
株式会社横浜ベイスターズ 神奈川県
株式会社中日ドラゴンズ 愛知県
株式会社阪神タイガース 兵庫県
株式会社広島東洋カープ 広島県

パシフィック野球連盟構成球団とその保護地域

株式会社西武ライオンズ 埼玉県
株式会社千葉ロッテマリーンズ 千葉県
日本ハム球団株式会社 東京都
~~株式会社大阪近鉄バファローズ~~ 大阪府
オリックス野球クラブ株式会社 兵庫県
株式会社福岡ダイエーホークス 福岡県

削除：近鉄野球株式会社

[1972.12.18、1977.10.4、1978.10.12、1980.3.31、1988.11.22、1990.9.7、1991.10.31、1991.11.22、1992.7.21、1993.4.1、1999.12.1改正]
(1977.12.22旧注2注3削除新注2追加、1980.3.31注削除)
* 第17条(審議事項)(3)

旧

第64条 (外国のプロ野球選手) 球団は外国のプロフェッショナル野球組織に属し、または属した外国人選手と、毎年6月30日以後、選手契約の承認を求めることはできない。
[1991.12.26改正]

新

~~第64条 (年度連盟選手権中の新規契約) 球団は毎年7月1日から年度連盟選手権試合終了の翌日までの期間は、新たな選手契約の承認を得ることができない。~~

[1991.12.26、2000.7.17改正]

削除：

削除：(外国のプロ野球選手) 球団は外国のプロフェッショナル野球組織に属し、または属した外国人選手と、毎年6月30日以後、選手契約の承認を求めることはできない。

旧

第89条 (参稼報酬の最低保障) 支配下選手の参稼報酬の最低額は、年額400万円とする。

[1979.9.4、1982.11.15、1985.1.25 (1986年度から適用)、1987.7.6 (1988年度から適用) 1991.12.26改正]

新

第89条 (参稼報酬の最低保障) 支配下選手の参稼報酬の最低額は、年額440万円とする。

[1979.9.4、1982.11.15、1985.1.25 (1986年度から適用)、1987.7.6 (1988年度から適用) 1991.12.26、2000.7.17改正]

削除：400

旧

第89条の2 (出場選手追加参稼報酬) 球団は参稼報酬年額1300万円未満の選手がセントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合に出場選手として登録された場合は、登録日数1日につき、1300万円とその選手の参稼報酬年額との差額の150分の1に相当する金額を追加参稼報酬として支払う。

追加参稼報酬は、その選手の契約した参稼報酬年額と出場選手追加参稼報酬の合計額が1300万円を超える場合は、その超過額は支払われない。

登録および登録抹消の効力は公示の日から発生する。

[1995.11.21、1996.3.12改正]

新

第89条の2 (出場選手追加参稼報酬) 球団は参稼報酬年額1500万円未満の選手がセントラル野球連盟およびパシフィック野球連盟の年度連盟選手権試合に出場選手として登録された場合は、登録日数1日につき、1500万円とその選手の参稼報酬年額との差額の150分の1に相当する金額を追加参稼報酬として支払う。

追加参稼報酬は、その選手の契約した参稼報酬年額と出場選手追加参稼報酬の合計額が1500万円を超える場合は、その超過額は支払われない。

登録および登録抹消の効力は公示の日から発生する。

削除：1300

削除：1300

削除：1300

旧

第175条（外国旅行） 連盟または球団の役職員あるいは選手、監督、コーチが、野球に関連して、単独またはチームを編成して外国旅行をするときは、所属連盟会長を経由して、コミッショナーの許可を得なければならない。許可を得ることなく外国旅行を行なった者には、コミッショナーは適当な制裁を科する。

新

第175条（外国旅行） 連盟または球団の役職員あるいは選手、監督、コーチが、野球に関連して、単独またはチームを編成して外国旅行をするときは、所属連盟会長を経由して、コミッショナーに届け出なければならない。届け出ることなく外国旅行を行なった者には、コミッショナーは適当な制裁を科する。[2000.1.20改正]

削除：の許可を得なければならない。

削除：許可を得ることなく

旧

第199条（権利行使） その年FA資格を取得している選手（以下FA資格選手という）がFAの権利を行使するためには、本協約第201条の1号に定める期間内に行使することを表明し、手続きをとらなければならない。所定の期間内に手続きをとらない場合は、FAの権利の行使を保留したものとする。

コミッショナーは、FAの権利を行使する旨文書で申請のあった選手（以下FA宣言選手という）名をその年の日本選手権シリーズ試合が終了した日の翌日から土、日、祭日を除く7日間を経た翌日の午後3時にFA宣言選手として公示する。[1997.10.7改正]

[注] コミッショナーからFA宣言選手として公示された選手は、在籍している球団と次年度選手契約を締結するか、もしくは同選手契約の締結に同意している場合を含み、すべてFAの権利の行使となる。

新

第199条（権利行使） その年FA資格を取得している選手（以下FA資格選手という）がFAの権利を行使するためには、本協約第201条の1号に定める期間内に行使することを表明し、手続きをとらなければならない。所定の期間内に手続きをとらない場合は、FAの権利の行使を保留したものとする。

コミッショナーは、FAの権利を行使する旨文書で申請のあった選手（以下FA宣言選手という）名をその年の日本選手権シリーズ試合が終了した日の翌日から土、日、祭日を除く7日間を経た翌日の午後3時にFA宣言選手として公示する。[1997.10.7改正]

[注] コミッショナーからFA宣言選手として公示された選手は、直前まで在籍していた球団（以下旧球団という）と選手契約を締結するか、もしくは同選手契約の締結に同

削除：在籍している球団と次年度選手契約を締結するか、

意している場合を含み、すべてF Aの権利の行使となる。[\[2 0 0 0 . 7 . 1 7 改正 \]](#)

旧

第 2 0 1 条 （行使の表明）

- (1) F A 資格選手は、その年の日本選手権シリーズ試合が終了した日の翌日から土、日、祭日を除く 7 日間以内に、在籍球団にたいし F A の権利を行使する意志を表明することができる。

[1 9 9 7 . 1 0 . 7 改正]

[注] F A の権利を行使する意志のない F A 資格選手は、本協約第 1 9 9 条の規定によりその年は F A の権利の行使を保留したものとする。

- (2) F A の権利を行使する意志を表明した F A 資格選手は、第 1 号に規定する期間内に、在籍している球団代表者と連名によりコミッショナーあてその旨文書で申請しなければならない。

[注 1] 本条 2 号の 7 日間のコミッショナー事務局業務日は、毎年 F A 資格選手名簿公示の日に各球団に通知する。[1 9 9 7 . 1 0 . 7 改正]

[注 2] 本条 2 号に定めるコミッショナーあて申請文書の送付はファクシミリによる送信も受け付けるが、その原本は送信日から 3 日以内にコミッショナー事務局に届けなければならない。

- (3) F A 宣言選手は、コミッショナー公示の翌日から翌年の 1 月 3 1 日までの期間中、直前まで在籍していた球団（以下旧球団という）を含みいずれの球団とも次年度選手契約締結交渉を行うことができる。[1 9 9 7 . 1 0 . 7 改正]

- (4) いずれの球団も、本条 3 号に規定する期間中に F A 宣言選手と次年度選手契約締結に合意したときは、統一契約書の写しもしくは契約合意書を添付しその旨を遅滞なくコミッショナーに通知しなければならない。コミッショナーは通知を受け付けた場合、その都度これを公示する。

- (5) 1 月 3 1 日までにいずれの球団とも選手契約を締結できなかった F A 宣言選手は自由契約選手とし、コミッショナーはこれを公示する。

新

第 2 0 1 条 （行使の表明）

- (1) F A 資格選手は、その年の日本選手権シリーズ試合が終了した日の翌日から土、日、祭日を除く 7 日間以内に、在籍球団にたいし F A の権利を行使する意志を表明することができる。

[1 9 9 7 . 1 0 . 7 改正]

[注] F A の権利を行使する意志のない F A 資格選手は、本協約第 1 9 9 条の規定によりその年は F A の権利の行使を保留したものとする。

- (2) F A の権利を行使する意志を表明した F A 資格選手は、第 1 号に規定する期間内に、

在籍している球団代表者と連名によりコミッショナーあてその旨文書で申請しなければならない。

[注1] 本条2号の7日間のコミッショナー事務局業務日は、毎年FA資格選手名簿公示の日に各球団に通知する。[1997.10.7改正]

[注2] 本条2号に定めるコミッショナーあて申請文書の送付はファクシミリによる送信も受け付けるが、その原本は送信日から3日以内にコミッショナー事務局に届けなければならない。

(3) FA宣言選手は、コミッショナー公示の翌日から旧球団を含みいずれの球団とも次年度選手契約締結交渉を行うことができる。[1997.10.7、2000.7.17改正]

(4) いずれの球団も、FA宣言選手と選手契約締結に合意したときは、統一契約書の写しもしくは契約合意書を添付しその旨を遅滞なくコミッショナーに通知しなければならない。コミッショナーは通知を受け付けた場合、その都度これを公示する。[2000.7.17改正]

削除：翌年の1月31日までの期間中、直前まで在籍していた球団(以下旧球団という)

削除：本条3号に規定する期間中に

削除：次年度

削除：(5)1月31日までにいずれの球団とも選手契約を締結できなかったFA宣言選手は自由契約選手とし、コミッショナーはこれを公示する。

旧

第202条 (選手契約の条件) FA宣言選手と次年度選手契約を締結する球団は、当該選手の参稼報酬年額を同選手の直前シーズンの統一契約書に明記された参稼報酬年額(以下前参稼報酬年額という)を超える額とすることはできない。

ただし、球団が当該選手の前参稼報酬年額および稼働成績にかんする特別な事情をコミッショナーに文書で申請し、コミッショナーがこれを認めた場合は、本条の制限を超える参稼報酬年額で選手契約を締結することができる。[1997.10.7改正]

新

第202条 (選手契約の条件) FA宣言選手と選手契約を締結する球団は、当該選手の参稼報酬年額を日本プロフェッショナル野球組織に所属する球団での同選手の直前シーズンの統一契約書に明記された参稼報酬年額(以下前参稼報酬年額という)を超える額とすることはできない。[2000.7.17改正]

ただし、球団が当該選手の前参稼報酬年額および稼働成績にかんする特別な事情をコミッショナーに文書で申請し、コミッショナーがこれを認めた場合は、本条の制限を超える参稼報酬年額で選手契約を締結することができる。[1997.10.7改正]

削除：次年度

旧

第203条 (FA宣言選手の参稼報酬の減額制限) FA宣言選手が次年度選手契約を締結する場合は、第92条(参稼報酬の減額制限)の規定にかかわらず、当該選手の前参稼

報酬年額から25%を超えて減額することもさまたげない。

新

第203条（FA宣言選手の参稼報酬の減額制限）FA宣言選手が選手契約を締結する場合は、第92条（参稼報酬の減額制限）の規定にかかわらず、当該選手の前参稼報酬年額から25%を超えて減額することもさまたげない。[\[2000.7.17改正\]](#)

削除：次年度

旧

第204条（金銭調停の不請求）球団およびFA宣言選手は、次年度選手契約の締結交渉において参稼報酬額等金銭にかんする調停を求めることはできない。

新

第204条（金銭調停の不請求）球団およびFA宣言選手は、選手契約の締結交渉において参稼報酬額等金銭にかんする調停を求めることはできない。[\[2000.7.17改正\]](#)

削除：次年度

旧

第205条（球団の補償）直前シーズンに他の球団に在籍していたFA宣言選手と次年度選手契約を締結した球団は、当該選手の旧球団にたいし金銭および選手を補償しなければならない。

- (1) 金銭による補償は、当該FA宣言選手が旧球団と契約した統一契約書に明記された前参稼報酬年額と同額とする。
- (2) 選手による補償は、当該FA宣言選手と選手契約した球団が保有する支配下選手のうち、外国人選手および同球団が任意に定めた30名を除いた選手名簿から旧球団が当該FA宣言選手1名につき各1名を選び、獲得することができる。前記の選手名簿の旧球団への提示はFA宣言選手との次年度選手契約締結がコミッショナーから公示された日から2週間以内に行う。選手による補償が重複した場合は、当該FA宣言選手と選手契約した球団と同一連盟の球団が他の連盟の球団に優先する。また同一連盟内においては、当該年度連盟選手権試合の勝率の逆順をもって、球団の優先順位とする。

ただし、旧球団が選手による補償を求めない場合は、前記1号の金額に50%を加算した金額の補償をもって、選手による補償にかえることができる。

- (3) 前記1号、2号すべての補償は、コミッショナーから当該選手の公示が行われた後、40日以内に完了しなければならない。ただし、金銭による補償については、旧球団の同意がある場合は、期間を延長することができる。

[注1] 前記2号の規定により、指名された選手はこれを拒否することはできない。

拒否した場合は、同選手は資格停止選手となり、旧球団への補償は前記2号のただ

し書きを準用する。[1998.11.18改正]

[注 2] F A 宣言選手が翌年 1 月 3 1 日までに、日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれの球団とも選手契約を締結せず、自由契約選手と公示された後、いずれかの球団と選手契約を締結したときは、その球団は当該 F A 宣言選手の旧球団にたいして前記 1 号および 2 号の補償を必要とする。

新

第 205 条 (球団の補償) 日本プロフェッショナル野球組織に所属する他の球団に在籍していた F A 宣言選手と選手契約を締結した球団は、当該選手の旧球団にたいし金銭および選手を補償しなければならない。[2000.7.17改正]

削除：直前シーズンに

削除：次年度

(1) 金銭による補償は、当該 F A 宣言選手が最初の F A の権利行使の場合は旧球団と契約した統一契約書に明記された前参稼報酬年額と同額、再度の F A の権利行使の場合は旧球団と契約した統一契約書の明記された前参稼報酬年額の 50 % とする。[2000.7.17改正]

(2) 選手による補償は、当該 F A 宣言選手と選手契約した球団が保有する支配下選手のうち、外国人選手および同球団が任意に定めた 30 名を除いた選手名簿から旧球団が当該 F A 宣言選手 1 名につき各 1 名を選び、獲得することができる。前記の選手名簿の旧球団への提示は F A 宣言選手との選手契約締結がコミッショナーから公示された日から 2 週間以内に行う。選手による補償が重複した場合は、当該 F A 宣言選手と選手契約した球団と同一連盟の球団が他の連盟の球団に優先する。また同一連盟内においては、当該年度連盟選手権試合の勝率の逆順をもって、球団の優先順位とする。[2000.7.17改正]

削除：次年度

ただし、旧球団が選手による補償を求めない場合は、前記 1 号の金額に 50 % を加算した金額の補償をもって、選手による補償にかえることができる。

(3) 前記 1 号、2 号すべての補償は、コミッショナーから当該選手の契約締結の公示が行われた後、40 日以内に完了しなければならない。ただし、金銭による補償については、旧球団の同意がある場合は、期間を延長することができる。

(4) F A 宣言選手が F A 宣言した年の翌々年の 1 1 月 30 日まで日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれの球団とも選手契約を締結せず、F A 宣言した年の翌々年の 1 2 月 1 日以降、日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれかの球団と選手契約を締結した場合、その F A 宣言選手と契約した球団は旧球団にたいしての補償を必要としない。[2000.7.17改正]

[注 1] 前記 2 号の規定により、指名された選手はこれを拒否することはできない。

拒否した場合は、同選手は資格停止選手となり、旧球団への補償は前記 2 号のただし書きを準用する。[1998.11.18改正]

[注 2] F A 宣言選手がF A 宣言した年の翌々年の 1 1 月 30 日までに日本プロフェッショナル野球組織に所属するいずれかの球団と選手契約を締結したときは、その球団は当該 F A 宣言選手の旧球団にたいして前記 1 号および 2 号の補償を必要

削除：翌年 1 月 31 日までに、

削除：いずれの球団とも選手契約を締結せず、自由契約選手と公示された後、

とする。[\[2 0 0 0 . 7 . 1 7 . 改 正 \]](#)

旧

第 2 0 6 条（球団の獲得選手数） 球団が F A 宣言選手のうち直前シーズンまで他の球団に在籍していた選手と次年度の選手契約を締結できるのは 2 名までとする。

ただし、公示された F A 宣言選手数が 2 1 名から 3 0 名の年度は 3 名まで、同 3 1 名から 4 0 名の年度では 4 名まで、同 4 1 名以上の年度では 5 名まで選手契約を締結することができる。

新

第 2 0 6 条（球団の獲得選手数） 球団が F A 宣言選手のうち直前シーズンまで[日本プロフェッショナル野球組織に所属する](#)他の球団に在籍していた選手と次年度の選手契約を締結できるのは 2 名までとする。

ただし、公示された F A 宣言選手数が 2 1 名から 3 0 名の年度は 3 名まで、同 3 1 名から 4 0 名の年度では 4 名まで、同 4 1 名以上の年度では 5 名まで選手契約を締結することができる。[\[2 0 0 0 . 7 . 1 7 改 正 \]](#)

旧

統一契約書様式

発効 1951.12.1
改正 1953.10.19、1955.9.7、1955.11.16
1956.9.10、1958.12.23、1959.7.30
1959.11.26、1961.8.21、1962.6.19
1964.12.16、1966.1.26、1967.9.11
1970.2.1、1971.1.13、1971.10.8
1972.7.14、1973.9.14、1975.3.25
1975.6.28、1975.12.22、1979.2.8
1979.9.4、1980.2.13、1985.1.25
1985.5.13、1991.10.31、1995.1.24
1996.1.16

新

統一契約書様式

発効 1951.12.1
改正 1953.10.19、1955.9.7、1955.11.16
1956.9.10、1958.12.23、1959.7.30
1959.11.26、1961.8.21、1962.6.19
1964.12.16、1966.1.26、1967.9.11
1970.2.1、1971.1.13、1971.10.8
1972.7.14、1973.9.14、1975.3.25
1975.6.28、1975.12.22、1979.2.8
1979.9.4、1980.2.13、1985.1.25
1985.5.13、1991.10.31、1995.1.24
1996.1.16、[2000.9.12](#)

旧

第3条（参稼報酬） 球団は選手にたいし、選手の2月1日から11月30日までの間の稼働にたいする参加報酬として金……円（税込み）を次の方法で支払う。
契約が2月1日以後に締結された場合、2月1日から契約締結の前日まで1日につき前項の参稼報酬の300分の1を減額する。[1972.7.14改正]

新

第3条（参稼報酬） 球団は選手にたいし、選手の2月1日から11月30日までの間の稼働にたいする参加報酬として金……円（[消費税及び地方消費税……円を含む](#)）を次

削除：税込み

の方法で支払う。

契約が2月1日以後に締結された場合、2月1日から契約締結の前日まで1日につき前項の参稼報酬の300分の1を減額する。[1972.7.14改正]